

第1章 総則

第1条（名称）

この会は、茨城アストロプラネッツサポーター（以下「本会」という）と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を土浦市大町14-14、株式会社茨城県民球団内に置く。

第3条（目的）

本会は、茨城アストロプラネッツの設立の趣旨を理解し、茨城アストロプラネッツの発展を支援することを目的とする。

- 1 茨城アストロプラネッツが野球及びスポーツ文化を通じて地域社会に貢献し、青少年少女の健全育成に寄与する活動を支援する。
- 2 茨城アストロプラネッツが真の総合型地域スポーツクラブとしてスポーツ文化振興の核となり、豊かな地域づくりに取り組む活動を支援する。
- 3 茨城アストロプラネッツが取り組むスポーツ、教育、福祉に関わる各種事業活動を支援する。

第4条（事業）

本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 茨城アストロプラネッツの支援に関すること。（チームの観客動員支援・強化支援等に関すること）
- 2 選手並びに会員相互の親睦に関すること。
- 3 その他、目的達成に必要なこと。

第5条（事業年度）

- 1 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月31日までとする。
- 2 本会の運営資金は、入会金（会費）をもってこれに充てる。

第2章 会員

第6条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人及び法人・団体会員で構成する。

第7条（会費）

- 1 会員は、以下の入会金（会費）を支払う。入会金はブロンズ1万、シルバー3万、ゴールド5万。全て税込みとする。
- 2 在会期間が1年に満たない場合でも、年会費は一律とする。なお、入会金（会費）は理由の如何を問わず返還しない。

第8条（会員の資格）

- 1 会員の資格の有効期限は、本会事業年度の1年間とする。但し、退会の申し出が無い限り、毎年自動的に継続される。
- 2 会員が本規定に違反し、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合、並びに会費等を滞納した場合、退会させることができる。

第9条（会員の権利）

- 1 本会の会員は、本会則に定めるもののほか、本会の認める目的達成に必要な事業に参加する権利を有する。
- 2 会員には、別に定める特典を付与する。

第10条（運営の細則）

本会の運営に関する事項でこの規約に定めのない事項については、別途〇〇で定める。

（附則）

この会則は、2019年11月1日から施行する。

【サポーターに関するお問い合わせ】

茨城アストロプラネッツ事務局

〒300-0038 茨城県土浦市大町14-14 クラフト大町ビル3階 茨城県民球団 県南事務所内

TEL：029-869-4343 （月～金 10:00～17:00 ※祝日、年末年始及び主催試合日を除く）

FAX：029-869-4355 E-mail：info@ibaraki-planets.jp



茨城アストロプラネッツ

ASTRO PLANETS

株式会社 茨城県民球団

〒312-0042 茨城県ひたちなか市東大島1-24-29

TEL：029-229-2611 FAX：029-212-7500